

令和6年度 第1回 いちき串木野市行政改革推進委員会 議事録

- 日 時：令和6年7月30日（火）10：00 ～ 11：30
- 場 所：いちき串木野市役所 串木野庁舎三階 第一委員会室
- 出席者：委 員：上山将司、宇都絵美、梶律子、上荒磯光司、久木山純広、住廣和信、
立石長男、堤信行、入田一夫、満菌健士郎、吉田博紀、和田雅子
事務局（総務課）：岡田課長、福丸課長補佐、松田係長、堀之内主事、室之園主事補
- 欠席者：委 員：上野誠、羽根田正

【会次第】

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員の紹介
- 5 担当職員の紹介
- 6 委員長の選出
- 7 委員長代理の指名
- 8 協議
 - （1）第四次行政改革大綱推進計画令和5年度実績報告
 - （2）第四次行政改革大綱推進計画令和6年度における取組
 - （3）その他
- 9 閉会

【資料】

1. いちき串木野市行政改革推進委員会規則及び委員名簿
2. 第四次行政改革大綱推進計画 令和5年度進捗状況報告
3. 令和5年度行政改革効果額
4. 行政改革（3ヵ年）の成果
5. 第四次行政改革大綱推進計画 令和6年度実施計画調書

【別添】

1. 第四次いちき串木野市行政改革大綱
2. 第四次いちき串木野市行政改革大綱推進計画

●主たる協議内容

「(1) 第四次行政改革大綱推進計画令和5年度実績報告」について事務局説明

事務局	(資料2により全体的な成果、概要の説明)
事務局	(資料2・3・4により個別の説明)
委員	Logo チャットのアカウントが 369 アカウント取られています、市の全職員の 325 人と 44 のアカウント数の差について教えてください。
事務局	保健師や介護支援専門員など、主に外出して業務を行う一部の会計年度任用職員にアカウントを作成しており、外部からチャット等で連携を取るために使用している分になります。
委員	ウッドタウンの団地 1 区画の売却分がありますが、土地開発公社の分譲地は他に何区画ありますか。
事務局	土地開発公社が所有している残りの区画は、生福のウッドタウン団地が 28 区画、市来の小城団地が 11 区画、羽島の矢倉団地が 1 区画、羽島の松尾団地が 1 区画、全部で 41 区画あります。
委員	41 区画に関する売却の情報については、ホームページや広報紙等で市民の方々にも流していて、これを市外の知人に発信することも問題ないですか。
事務局	問題ありません。また、今年度から分譲団地だけでなく普通の市有地や民有地等について、移住者を増やすことを目的とした最大 300 万円の補助制度を創設しております。10 万円を基本額として、45 歳未満の若年世帯が 20 万円、中学生以下の方がいらっしゃれば 1 人 20 万円、地元業者を使っていたら 20 万円など、移住定住促進を図ろうとしております。当初予算につきましても、前年度 230 万円でしたが、今年度は 6,200 万円と大幅に拡充しております。
事務局	分譲地の販売促進につきまして、令和 5 年 8 月に南日本新聞の紙面に広告を掲載するほか、ハウスメーカーや住宅展示場等でチラシを配布する等、広報に努めております。
委員	土地開発公社の分譲団地は個人の住宅だけですか。
事務局	分譲団地は個人だけになります。企業誘致の土地は、西薩団地の方が満杯になっているため、現在、市来の安茶地区を開発しており、造成等が終わりましたら民間企業へ宣伝していくこととしています。
委員	効果額について、達成率 129.41%と達成していて、この中で大きく占めるのがふるさと納税の推進です。具体的に寄附の申込件数や申込額、前年比まで記載されていますが、この効果額はどのように算出されているのか教えてください。
事務局	効果額 4 億 825 万 9 千円について、寄附の申込額 18 億 1,651 万 8 千円から 10 億円を引いた後、返礼に 50%がかかりますので、残りの 8 億 1,651 万 8 千円を 2 分の 1 した額が効果額となっております。
委員	10 億円引くというのはどういうことですか。
事務局	10 億円を引くというのは、推進計画を作るときにおおむね 15 億円以上の寄附が毎年いちき串木野市にありましたので、少なくとも 10 億円はくるだろうと見込み、10 億円引いております。それ以上の部分の 50%を経費、残り 50%を効果額と設定しているところでございます。なお、10 億円の経費を差し引いた 5 億円、毎年 5 億円の歳入ということに基づき、現在の財政改善計画は策定されております。

	す。
委 員	ふるさと納税の使い道について教えていただきたい。
事 務 局	内訳につきましては、担当課に詳細を聞きまして、またお知らせさせていただきます。
委 員	羽島出張所の廃止について、スリム化のところはいいですが、開館、閉館時間など住民の方が利用に対する住民サービスはどのようになっていますか。
事 務 局	羽島出張所の廃止につきましては、羽島地域の人口減少、窓口での取扱が徐々に減少し、平成 27 年に鹿児島銀行羽島代理店が閉鎖したことに伴い、市税、水道料金等の収納業務が終了したことで、取扱業務件数が大幅に減少しました。平成 17 年度の年間 2,273 件に対し、令和 4 年度は 325 件と約 7 分の 1 でした。市としても、令和 2 年度から廃止を検討してきました。廃止に伴い、325 件ある証明書発行の代替手段として、国の補助金を活用して、マイナンバーカードを利用した証明書発行が可能な郵便局型キオスク端末を令和 6 年度から羽島郵便局に設置できる目途が立ちましたので、総合的に検討した結果、令和 5 年度末をもって羽島出張所の廃止を決定したところでございます。 数回、市まちづくり連絡協議会と住民説明会を行いまして、住民の方々の理解は得られたと考えております。
委 員	羽島の住民として。交流センターに 1 人常駐していて、窓口が 9 時から 15 時までになりました。そのためヨガ教室、ころばん体操、料理教室など 15 時以降にあったものは繰り上げて、14 時半までに終わるように工夫をしていて、住民の方はその状況に慣れつつあります。 夜の会合などでも交流センターは、使われる率が高いです。
委 員	学校の統廃合について、羽島、生冠、西中が串中に統合になるということですが、住民説明会等で出ている意見で特異的なものはありますか。 反対だったりスクールバスの問題だったりもあります。私たちも聞いてびっくりしたところです。羽島中学校も人数が減ってきているのは前から聞いていましたが、やっぱり地元に残してほしいという意見もあると思います。意見等があれば聞かせてください。
事 務 局	統廃合についての説明会では各学校で大きな反対はなく、お子さんの数が少なくなりつつある中で、大きな学校で部活動等の色々な活動ができるというのはすごくいいことというような意見があったと伺っています。 スクールバスについては、朝と夕方 1 回ずつということで、部活があった場合どうするのか、土曜日の部活動もバスをどうするのかを、各部会で意見等を集約しながら、バス会社とも調整しています。まだはっきりとした決定事項としてはありませんが、意見を伺いながら検討しているところでございます。
委 員	補助金の見直しについて、令和 2 年度に見直しをして補助金のカットがあったのですが、このカットした分について、復元させる見直しをするという議論はなかったのでしょうか。令和 2 年度と昨今を比べると経費や人件費のレベルが違い、カットした上に目減りしているような状況になっていると思います。
事 務 局	補助金の見直しについては、以前経営改革課にて見直しをした部分です。以前の見直し状況としては、5%や 10%カットしたところでありますが、復元については、特に議論になっていなかったところです。3 年経過して、もう 1 度見てそ

	のままなのか、更に減らすのかという議論でやってきました。 ただ、委員からもありましたとおり、補助金がないと運営ができていないようなところもございます。 例を挙げると、市まちづくり連絡協議会は市の補助金と各協議会から負担金をいただいて運営しています。コロナの頃はほとんど役員会等の定例会ができなかったのが良かったのですが、今は役員会等の回数や研修なども増えてきており、その積立がどんどん減ってきている状況もございます。 コロナの頃から回復してきて、色々な活動等が活発になってきており、人件費等も上がっている状況もございますので、団体運営補助金などについてはそれぞれ所管課での対応になってくると思います。 どのような現状か所管課に伝えて頂き、つないでいただければと思います。
--	--

「(2) 第四次行政改革大綱推進計画令和6年度における取組」について事務局説明

事務局	(資料5により説明)
-----	------------

特に委員より質疑なし

(3) その他

委員	保育料の件なのですが、3歳児健診などでかかった支援の要する子どもたちがいて、中でもシングルマザーで育てられていたり、子どもが3人いて2人手がかかってしまうお子さんがいらっしゃる家庭に対しての補助的なものが一切ないのが現状なのですが、今後対策はないのでしょうか。
委員	療育手帳や身体障がい者手帳を交付されると、特別児童扶養手当が支給されます。その障がい者手帳や療育手帳の交付までの期間が、児童相談所は遅いです。3歳までは、お子さんの状況がわからないのでかなり猶予期間があります。完全に寝たきりの状態であれば2歳にならない頃には交付されますが、かなり遅い状況があります。 保育園等に行っていると、そのようなお子さんに対する療育の先生方の加算の手当は各保育園等に対し、支給されている状況です。
事務局	市の補助金は今のところございませんが、障がいの程度に応じて、程度の軽い方に関しましては、児童発達支援事業という事業があり、保育園等と並行通園をすることもできます。もう少し障がいの程度が重くなれば、委員の方からでもございましたように、例えば身体障がい者手帳の1級、2級や、療育手帳でしたら、A1、A2、B1とありますが、認定されれば特別児童扶養手当という約4万円から5万円ぐらいの手当を、県から交付される国の制度があります。 1つ問題としまして、県の療育センターで、判定を受けた後に申請してもらわないといけないのですが、すごく待ちの状態となっています。また、障がいの程度によっては、特別児童扶養手当だけでなく、障害児福祉手当というまた別の手当もあります。市の福祉課の障がい者支援係にまず相談していただきますと、少しはスムーズにいくと思います。
委員	市内の皮膚科の先生が80歳越えていらっしゃっています。今後、皮膚科の先生がいないと、介護を受けている老人の床擦れなど非常に切羽詰まった状況になっていると介護施設からも心配の声がありました。市として皮膚科の先生を1人確

	保できたらとお願いがありました。
委 員	今の件については、要望だと思いますので、担当課の方へつないでおきます。

事務局より下記の連絡事項有り

移住定住に関するリーフレットについて説明

今後の予定の説明